

■ インターネットトラブルを防ぐ

インターネットは便利な一方で、子どもたちが保護者の知らないところで「出会い系サイト」や「アダルトサイト」などの有害情報サイトにも簡単にアクセスできるため、事件の被害者や加害者となってしまう危険性があります。

また、インターネットの長時間利用やSNSでのコミュニケーショントラブルも増えています。SNS 等で知り合った人に会うことの危険性や、自分の写真を撮る・撮らせる・送る・送らせることによる犯罪被害や加害を含む危険性にも留意し、携帯電話やスマートフォンの使用目的と子どもの実態に合ったルールを家庭で決め、それに合わせて機能やサービスを利用することがポイントです。

“我が家ルールづくり”5つのポイント

● 成長に合ったルールをつくる

子どもの望むルールではなく、安全のために必要な内容にします。

● 子どもと話し合いながら決める

ルールや設定は自分を守るために必要であると理解させます。

● ルールに沿った機能を設定する

最小限の機能からスタートし、使う機能を段階的に増やします。

● 一度決めたルールを“定期的に”見直す

日ごろの使い方をふりかえり、子どもの声に耳を傾け、実態に合ったルールに見直します。

● 日常のネット利用を通して指導する

子どもとネット社会の関わりについて一緒に考え、自身の経験を基に教えます。

保護者が守るルール(青少年インターネット環境整備法／神奈川県青少年保護育成条例)

青少年が利用する携帯電話(スマートフォンを含む)のフィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)の解除はやめましょう。やむを得ない理由により解除する場合は、その旨を書面で契約時、販売店に申出なければなりません。

青少年の発達段階に応じて、インターネットを閲覧する時間帯の制限機能や、子ども用の機種の選択など、インターネット利用を保護者が監督できる機能の活用に努めなければなりません。

子どもを性犯罪・性暴力の当事者にしないために

SNS等で知り合った人に会うことで、性犯罪やセクシャルハラスメントの被害に遭うケースが見受けられます。

また、気づかないうちに加害者になってしまうこともあります。日頃から家庭内で SNS 等の利用方法を話し合い、性犯罪・性暴力の当事者にならないようにすることが大切です。

ネット上のいじめが増えています

現在、小・中学校の児童・生徒も日常的にスマートフォン等を活用する機会が増えてきています。

そのような中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」いじめの認知件数が、令和元年度から令和4年度にかけて、小学校は約 2.3 倍、中学校は約 1.2 倍となっています。

